

【一時預かり事業の拡充について】

国基準	一般型	余裕活用型
実施場所	保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など、一定の利用児童が見込まれる場所	保育施設等のうち、利用児童数が利用定員総数に満たないもの
対象児童	主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	
設備基準 ・ 職員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・保育施設等の基準と同様（児童1人あたり3.3㎡、児童3人あたり保育士等1人以上、等） ・専従職員を配置、うち保育士を1/2以上とする 	（“余裕活用”のため、新たに用意する必要なし）
運営費補助基準額	<ul style="list-style-type: none"> ・基本分（年間延べ利用児童数200人以上300人未満）：2,945,000円 ・基幹型施設（土日祝、1日9時間以上）加算：1,330,000円 ・事務経費加算：2,670,000円 ・特別支援児童（障害児・多胎児）加算：児童1人あたり日額3,900円ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本分：児童1人あたり日額2,600円 ・特別支援児童（障害児・多胎児）加算：児童1人あたり日額3,900円ほか
町基準ほか	一般型	余裕活用型
保護者負担	1日あたり2,000円（半日1,500円）程度（給食費込み）※益城町の実施要綱上は1,500～2,500円	
受入枠	通年、1日あたり3枠以上を確保	年度後半には受入枠（“余裕”）が無くなる可能性あり

令和5年度に町内保育施設等に対し公募を行ったところ1園のみの応募だったため、『一般型』で事業を再開。

↓

令和7年6月に町内保育施設に対し意向調査を行ったところ、新たに6園（『一般型』1園・『余裕活用型』5園）が実施可能。うち『余裕活用型』3園については、令和7年度中からの事業開始も対応可能。

↓

こども計画では、箇所数について令和9年度から公立保育所1か所増としていたが、早期に箇所数の増加を見込めるため、下記のとおり見直しを検討。

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
年間延べ利用者数(人)	量の見込み	514	527	524	528	529
	確保方策	720 → 800	720 → 1500	1440 → 1600	1440 → 1600	1440 → 1600
箇所数(か所)	確保方策	1 → 4	1 → 7	2 → 7	2 → 7	2 → 7